

### お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

離職してから仕事が見つからない、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4町村内で週1回の定例巡回相談会と下記の相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



#### お問合せ

西多摩くらしの相談センター

電話:0428-25-3501

住所:青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎1階

受付時間:(月~金曜日 9:00~17:00)



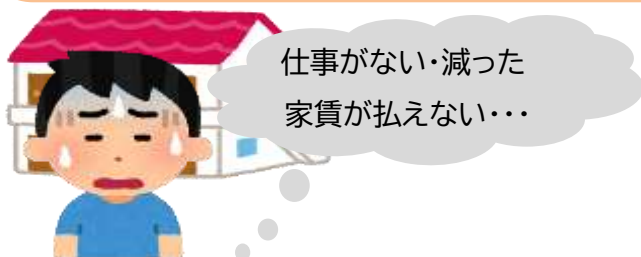
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の公共施設で週1回、定例巡回相談会を開催しています。会場や日時については当センターまでお問い合わせください。

# 住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

**瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の賃貸住宅にお住まいで**

- ・離職・廃業から2年以内 または
- ・休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック												
離職・廃業をした日から2年以内、または、やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
収入基準額を超える収入を得ていませんか？ ※瑞穂町の場合 (単位:万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>12.6</td> <td>17.7</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限額)</td> <td>4.5</td> <td>5.4</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	12.6	17.7	21.6	支給家賃額(上限額)	4.5	5.4	5.9
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額(月額)		12.6	17.7	21.6									
支給家賃額(上限額)		4.5	5.4	5.9									
※日の出町の場合 (単位:万円)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>13.12</td> <td>17.87</td> <td>20.92</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限額)</td> <td>5.32</td> <td>6.37</td> <td>6.92</td> </tr> </tbody> </table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	13.12	17.87	20.92	支給家賃額(上限額)	5.32	6.37	6.92
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額(月額)		13.12	17.87	20.92									
支給家賃額(上限額)		5.32	6.37	6.92									
※檜原村、奥多摩町の場合 (単位:万円)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>11.89</td> <td>16.4</td> <td>19.32</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限額)</td> <td>4.09</td> <td>4.9</td> <td>5.32</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	11.89	16.4	19.32	支給家賃額(上限額)	4.09	4.9	5.32	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額(月額)	11.89	16.4	19.32										
支給家賃額(上限額)	4.09	4.9	5.32										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。

その他にも要件がありますので、まずは西多摩くらしの相談センターに電話にて相談ください。

**電話:0428-25-3501**